

魚沼市地下水の保全に関する条例

平成27年3月20日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、地下水の涵養^{かん}と保全に努めるとともに、その適正な利用を図ることで公共用の水道水源を保護し、もって公共の福祉に寄与することにより、利用する市民が公平に地下水の恵みを享受できることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 井戸から揚水する水をいう。ただし、温泉法(昭和23年法律第125号)による温泉及び鉱業法(昭和25年法律第289号)による可燃性天然ガスの採掘に伴う地下水を除く。
- (2) 井戸 地下水を採取する施設をいう。
- (3) 吐出口径 揚水機の吐出口径をいう。
- (4) ケーシング 掘削した井戸に設置した鋼管等をいう。
- (5) 深度 地表面からの深さをいう。
- (6) 1宅地 主たる用途を住居の用に供する目的で、一定に区画された土地をいう。
- (7) 1事業地 主たる用途を事業の用に供する目的で、一定に区画された土地をいう。
- (8) 保全許可水量 地下水を公平に利用し、かつ、保全するために定めた許可水量をいう。
- (9) 消雪用井戸 次に掲げる場所において、消雪の用に供するために掘削した井戸をいう。
 - ア 住宅用地
 - イ 事業所用地
 - ウ 駐車場
 - エ 道路

(10) 事業用井戸 消雪用を除く商業、工業、農業、飲用及びその他の用に供するために掘削した井戸をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、地下水の保全について総合的かつ計画的な施策を実施するとともに、率先して保全に努めなければならない。

2 市は、地下水位の監視を行い、その情報を公開し、地下水の保全について市民に対し意識の啓発を図らなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、地下水の保全に努めるとともに、地下水の重要性を認識し、市が実施する地下水利用の適正化に関する施策(以下「市の施策」という。)に協力するよう努めなければならない。

(地下水採取者の責務)

第5条 市内において地下水を採取する者は、地下水の保全及び適正な利用に努めるとともに、地下水の重要性を認識し、市の施策に協力し、節水に努めなければならない。

(工事施工者の責務)

第6条 工事施工者(地下水を採取するために必要な工事を行う者をいう。以下同じ。)は、地下水の重要性を認識し、市の施策に協力するとともに、井戸の設置に係る許可申請又は届出事項を厳守しなければならない。

(保全地域の区分)

第7条 この条例で地下水を保全する地域(以下「保全地域」という。)は、別表第1のとおりとする。

(保全許可水量等)

第8条 保全地域において1宅地又は1事業地における保全許可水量は、消雪用井戸にあつては別表第2、事業用井戸にあつては別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認める場合において、第2条第9号エ及び第10号に規定する井戸の保全許可水量を別に定めることができる。

3 消雪用井戸における保全許可水量を揚水するために設置することができる揚水機の口径は、別表第4のとおりとする。

(適用除外)

第9条 前2条の規定は、公共用の水道水源井戸については、適用しない。

(許可)

第10条 保全地域において井戸を掘削しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める井戸については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する井戸を設置しようとする者は、市長にあらかじめ協議しなければならない。

(特別許可)

第11条 第8条第2項に規定する別に定める保全許可水量を揚水しようとする者は、前条の許可に代えて特別許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第12条 第10条又は前条の許可を受けようとする者は、規則に定める事項を記載した申請書を、工事に着手する日の60日前までに市長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第13条 市長は、前条の申請があつた場合において、次の各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、当該申請を許可するものとする。

(1) 消雪用井戸の場合にあつては、保全許可水量を揚水することができる最小の吐出口径の揚水機が選定されていること。

(2) 消雪用井戸に利用する揚水機に、有効に機能する降雪検知器が設置されていること。

(3) 消雪用井戸に利用する場合であつて、揚水量の合計が毎分900リットルを超える揚水機を設置するときは、降雪検知器に加え、全ての揚水機に節水機器が設置されていること。

(4) 事業用井戸における第11条に規定する特別許可を受けようとする場合は、揚水量を算定することができる機器が設置されていること。

(5) 地下水の申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。

(6) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の許可について、必要に応じ、第23条に定める地下水対策委員会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の許可をする場合に、地下水の保全のために節水に有効な施設の設置等必要な条件を付することができる。

(許可又は不許可の決定)

第14条 市長は、第12条に規定する申請書を受理した日から60日以内に許可又は不許可の決定をし、遅滞なく申請者に通知しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(表示板の掲示)

第15条 工事施工者は、許可事項を記載した表示板を工事現場に掲示するものとする。

(許可の取消し)

第16条 市長は、掘削を許可した井戸又は揚水機が第12条の申請内容と相違している場合又は虚偽の申請であったとき、若しくは許可した日から6月を経過しても工事に着手しないときは、当該許可を取り消すことができる。

(井戸設置工事完了届)

第17条 第10条又は第11条の規定により井戸を設置した者は、工事が完了した日から14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(変更の許可)

第18条 第10条又は第11条の規定による許可を受けた者が、その許可に係る規則に定める事項を変更しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。

2 第12条から第16条までの規定は、前項の変更について準用する。

(揚水機の更新の届出)

第19条 故障、老朽化その他の理由で揚水機を入れ替える場合、使用者は遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 新しい揚水機の吐出口径は、従来の揚水機の吐出口径又は第8条第3項に規定する吐出口径を超えてはならない。

(揚水量の定期報告)

第20条 事業用井戸における第11条に規定する特別許可を受けた者は、地下水の揚水量を市長に報告しなければならない。

(廃止の届出)

第21条 井戸の所有者又は使用者は、井戸又は揚水機を廃止(復旧計画がない中止及び休止を含む。)したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(緊急時の措置)

第22条 市長は、地下水の枯渇が著しく、公共用の水道水源に影響があると認めるとき及び地下水の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、井戸の所有者又は使用者に対し、相当の期間を定めて揚水量の制限その他必要な措置を命ずることができる。

(地下水対策委員会)

第23条 市長の諮問に応じ、地下水の保全等に関する事項を調査、審議するため、

魚沼市地下水対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告及び立入調査)

第24条 市長は、この条例の円滑な運用を図るため必要があるときは、井戸その他必要な事項に関し、その所有者又は使用者に対し報告を求め、職員を井戸の設置場所に立入りをさせ、その状況を調査させることができる。

2 前項に規定する立入調査をする職員は、規則に定める証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 関係者は、前項の立入調査を正当な理由なくして拒むことはできない。

(中止及び原状回復命令)

第25条 市長は、第10条、第11条及び第18条の規定により許可を必要とする井戸を、許可を受けないで掘削し、又は使用している者があるときは、その工事を中止又は使用を一時停止させ、原状に回復させる命令を発することができる。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第22条の規定による命令に応じない者

(2) 第25条の規定による命令に応じない者若しくは第10条及び第11条の規定に違反し、許可を受けない者、又は許可と異なる内容で揚水のための設備を設置した者、又は第18条の規定に違反し、変更の許可を受けない者

(3) 第24条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を正当な理由なくして拒んだ者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(魚沼市地下水の採取に関する条例の廃止)

2 魚沼市地下水の採取に関する条例(平成16年魚沼市条例第168号)は廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この条例による廃止前の魚沼市地下水の採取に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条又は第10

条の許可を受けている者は、施行日に第10条又は第11条の許可を受けたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際現に設置されている井戸(前項に該当するものを除き、工事中のものを含む。)を所有し、又は使用している者は、施行日の前日までに市長に届け出ることによって施行日に第10条又は第11条の許可を受けたものとみなす。この場合において、第13条の規定は適用しない。
- 5 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第14条に規定する魚沼市地下水対策委員会(以下「旧委員会」という。)の委員に委嘱されている者は、第23条の委員会の委員とみなす。この場合において、委員とみなされる者の任期は、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
(準備行為)
- 7 第12条の申請は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表第1(第7条関係)

地域区分	区域
第1種保全地域	魚沼市堀之内の一部、与五郎新田、大石の一部、田戸の一部、根小屋の一部、田川の一部、和長島、徳田の一部、小出島、日渡新田、大塚新田、四日町の一部、佐梨の一部、古新田の一部、中原の一部、上原、干溝の一部、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、稻荷町一丁目、諏訪町一丁目、横町一丁目、横町二丁目、浦町一丁目、柳原一丁目、中ノ島、原虫野の一部、板木の一部、井口新田、七日市、七日市新田、吉田及び中島の一部
第2種保全地域	第1種保全地域を除くその他の地域

別表第2(第8条関係)

対象箇所	保全地域区分	保全許可水量(ℓ/分)
住宅用地	第1種保全地域	建築面積(m ²)×1.5×0.64
	第2種保全地域	建築面積(m ²)×1.5×0.81
事業所用地	第1種保全地域	建築面積(m ²)×0.64

	第2種保全地域	建築面積(m ²)×0.81
駐車場	第1種保全地域	対象面積(m ²)×0.43
	第2種保全地域	対象面積(m ²)×0.54
道路	第1種保全地域	対象面積(m ²)×0.34
	第2種保全地域	対象面積(m ²)×0.43
備考		
1 住宅用地には、駐車場及び軒先の散水分を含む。		
2 住宅用地における保全許可水量の算出は、事業所用地及び駐車場の保全許可水量の合計とすることもできる。		

別表第3(第8条関係)

保全許可区分	事業地面積	保全許可水量
第1種保全地域 及び	600m ² まで	3000ℓ/分
	1,300m ² まで	6000ℓ/分
第2種保全地域	1,300m ² を超える	9000ℓ/分

別表第4(第8条関係)

保全許可水量	揚水機の吐出口径
1000ℓ/分まで	40mm以下
2000ℓ/分まで	50mm以下
3000ℓ/分まで	65mm以下
6000ℓ/分まで	80mm以下
9000ℓ/分まで	100mm以下
1,5000ℓ/分まで	125mm以下